

不当な財産管理について必要な措置を求める住民監査請求の  
監査結果について

令和8年（2026年）5月8日

|          |    |    |
|----------|----|----|
| 八王子市監査委員 | 廣瀬 | 勉  |
| 同        | 直井 | 利恵 |
| 同        | 鈴木 | 勇次 |
| 同        | 福安 | 徹  |

## 第 1 請求の受付

### 1 請求人

#### (1) 請求人 1

<省 略>

#### (2) 請求人 2

<省 略>

### 2 措置請求書の提出日

令和 8 年（2026 年）3 月 13 日

### 3 請求の内容

請求人から提出された八王子市職員措置請求書に記載された請求の内容は、次のとおりである。以下、請求の要旨について、一部八王子市（以下「市」という。）以外の自治体における不正事案の記載があった箇所を除き、内容自体に実質的な変更を加えることなく、略称を用いるなど体裁を整えて記載する。

#### (1) 請求の要旨

市は、株式会社〇〇〇〇〇〇（以下「法人」という。）らが行った介護保険給付費の不正請求（詐欺）事件を理由として、当該事業所の指定取消処分を行った。

しかしながら、その時点において法人は 2 つの事業所を有しており、不正請求された介護保険給付費等約 2,000 万円については、介護保険法第 22 条第 3 項に基づく強制徴収手続により回収することが可能であったと考えられる。

それにもかかわらず、市は強制徴収手続を行わず、法人に対して分割払いを容認した結果、現在も滞納状態が継続している。この対応は、市の職務怠慢と言わざるを得ない。

市は、法人らによる介護保険給付費の不正請求事件に関し、法人並びに代表取締役〇〇〇〇、取締役〇〇〇〇に対し、636 万 9,967 円の債権を有していることが、認諾に基づく東京地方裁判所立川支部〇〇〇〇年〇月〇日判決により確定している。

しかしながら、市が〇〇〇〇らに対して請求を行った翌日以降の法定利息（年 3%又は 5%。以下「遅延損害金」という。）についての請求がなされていない。

これは地方公共団体として不当な財産管理である。

よって、市に対し、当該債権に係る遅延損害金の請求および回収を実施するよう求める。

#### (2) 措置要求

請求人は、次のとおり要求していると解される。

ア 市は、法人が不正に受給した介護保険給付費のうち介護保険法第 22 条第 3

項に基づき法人に請求した返還金及び加算金（以下「返還金等」という。）について、指定取消処分をした時点において、強制徴収手続による回収が可能であったと考えられる。しかし、市は、強制徴収手続を行わず、分割払いを容認し滞納状況を継続させている。このことは、市が有する自力執行権の不行使であるため、これを是正せよ。

イ 市は、法人による不正請求事件において市が被った損害について、代表取締役及び取締役（以下「代表取締役ら」という。）に、その損害賠償金の請求を行ったものの、請求の翌日以降に生じる遅延損害金については代表取締役らに請求をしていない。このことは、市が有する損害賠償請求権の不行使であって、不当な財産管理であるため、これを代表取締役らに請求し、回収せよ。

### (3) 事実証明書

本件請求書には次の書面が添付されていた。

ア 東京高等裁判所〇〇〇年（〇〇）第〇〇〇号（〇〇〇年〇〇月〇〇日判決。以下「東京高等裁判所判決」という。）の写し

### (4) 東京高等裁判所判決の概要

請求人から事実証明書として提出された東京高等裁判所判決の概要は、次のとおりである。なお、以下のことについては、東京高等裁判所判決の概要を把握する上で必要な原判決の内容を踏まえて記載する。また、東京高等裁判所判決については、〇〇〇年（〇〇〇〇年）〇月〇〇日付けで上告棄却及び不受理決定がなされたことにより確定している。

#### ア 事案の概要

請求人ら（本件請求人以外の者を含む。以下同じ。）が市に対し、法人が市から受給した介護報酬に関し、市が、法人及びその代表取締役らに対し、以下の債権を有すると主張して、その請求をすることを求めた事案である。

(ア) ①法人が平成29年（2017年）7月から同年9月までに提供したサービスにより市から受給した介護報酬のうち、市が不正請求による受給と認定した66万9,986円及び②法人が令和元年（2019年）6月から令和2年（2020年）2月まで及び同年6月の審査によって市から受給した介護報酬2,223万8,623円は不正請求による受給であり、上記①②により市が損害を被ったと主張して、民法第709条に基づく損害賠償金として上記①②の合計額である2,290万8,609円及びこれに対する上記①の不法行為後である令和元年（2019年）12月9日（法人の指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の各指定の取消しが告示された日）から支払済みまで平成29年（2017年）法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求

(イ) 〇〇は法人の代表取締役として、〇〇は同社の取締役として、重過失による任務懈怠により、同社に上記（ア）①②の不正請求による受給をさせ、これにより市が損害を被ったと主張して、会社法第429条第1項に基づく損害賠償金2,290万8,609円の連帯支払請求

(ウ) ○○は代表取締役として、○○は取締役として、重過失による任務懈怠により、法人が平成29年(2017年)11月から令和元年(2019年)5月までの審査によって受給した介護報酬のうち市が不正請求による受給と認定した1,508万8,729円(返還金等から加算金を除いた額。以下同じ。)を法人に受給させ、これにより市が損害を被ったと主張して、会社法第429条第1項に基づく損害賠償金として上記のうち令和6年(2024年)1月31日時点における既払金を除く636万9,967円の連帯支払請求

#### イ 裁判所の判断

##### (ア) 不法行為に基づく損害賠償責任について

上記ア(ア)①について、市は、この期間の介護報酬は、令和元年(2019年)12月9日の時点で、法人が介護報酬を受給した時(平成29年(2017年)10月から11月まで)から2年が経過しており、介護保険法第22条第3項に基づく返還請求権が介護保険法第200条第1項に定める2年間の消滅時効期間の経過により消滅したと判断し、法人に対する返還請求をしなかった。

このことについて、法人がこれを受給した行為については、市に対する不法行為が成立し、介護保険法第22条第3項に基づく返還請求と不法行為に基づく損害賠償請求とは要件効果が異なる別個の請求権であるから、介護保険法第22条第3項に基づく返還請求が介護保険法第200条第1項により2年の消滅時効で消滅したからといって、市が法人に対し、不法行為に基づく損害賠償請求をすることが許されなくなると解すべき根拠はない。

他方、上記ア(ア)②の介護報酬については、法人による不正請求が行われたとは認められず不法行為は成立しない。

##### (イ) 代表取締役らの損害賠償責任について

代表取締役については、代表者として従業員の不正を阻止するため必要な措置をとる義務があるところ、従業員に業務の一切を任せていて不正請求がされるのを看過し、取締役については、取締役として代表取締役の業務執行が適正に行われるよう監督是正すべき義務があるのに何らの監視も行わず、いずれも重過失による任務懈怠があることから、上記ア(ア)①及びア(ウ)の法人による不正受給によって市に損害を与えたことについて、市に対し会社法第429条に基づく損害賠償責任がある。

#### 4 要件審査

本件請求について、地方自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を満たすか否かを検討した結果、以下のとおり同条に定める要件を満たしているものと認め、監査を実施することを決定した。

##### (1) 請求人について

令和8年(2026年)3月31日に要件審査を行い、団体である上記1(1)請求人1「○○○○」について、請求人として要件を満たす団体かどうかについて

検討した。

請求人が事実証明書として提出した上記3(3)東京高等裁判所判決の原判決では、「〇〇〇〇」は、①3名の会員により、機関誌の発行を含め、会則に定める目的に従った活動を現に行っており、②多数決の原則に従って総会を運営し、③会則において、目的、事業、会員、役員並びにその選出方法及び任期、会議、経費、会計年度及び会計監査、規約の改廃等に関して一応の定めを設けているものと認められることを理由として、権利能力なき社団に当たるとされている。

そこで、上記判決の状況が、本請求時点においても継続されているかどうかを確認する必要があるが、要件審査時点では、「〇〇〇〇」の代表者から会則等の提出がなかったため、「〇〇〇〇」については、地方自治法第242条第1項に規定される要件を満たす団体であるかどうかを判断することができなかった。

次に、個人である上記1(2)請求人2「〇〇〇〇」については、本市に住所を有していることが確認されたため、住所要件を満たしていると判断した。

以上のことから、昭57・10・27行政事例に倣って、請求人については、地方自治法所定の要件を具備しているものと認める。

なお、監査の実施に当たっては、「〇〇〇〇」が請求人としての要件を満たす団体であるかどうかを改めて確認するため、「〇〇〇〇」の代表者に対し、令和8年(2026年)4月8日を期限として、〇〇〇〇の会則、会員名簿(現在の構成員が分かるもの)及びこれまでの活動実績の分かる書類一式の提出を求めた。

しかしながら、当該代表者からは、同月9日に当該書類一式を提出しない旨の申出があったため、最終的に、団体である「〇〇〇〇」については、請求人としての適否を判断することができなかった。

## (2) 措置請求内容について

本件請求内容については、地方自治法に定める住民監査請求の要件を具備しているものと認める。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

- (1) 市が法人に返還請求した返還金等について、適正な回収事務が行われているか。
- (2) 法人による介護保険給付費の不正請求事件において市が被った損害として、市が法人の代表取締役らに支払を求めた損害賠償金に対する民法所定の法定利率による遅延損害金について、市が代表取締役らに請求しているか。
- (3) 上記遅延損害金について、適正な回収事務が行われているか。

### 2 監査対象部課

指定事業者に係る介護保険給付費の支払、徴収に関する事務を所掌している福祉部介護保険課（以下「所管課」という。）を監査対象部課とした。

### 3 証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和8年（2026年）4月8日を期日として新たな証拠の提出及び陳述の機会を設ける旨を通知したところ、請求人からは陳述を欠席する旨の回答が提出された。また、請求人のうち「〇〇〇〇」の代表者からは、陳述書が提出された。

なお、新たな証拠は提出されなかった。

請求人から提出された陳述書における、本件請求に係る主な内容は次のとおりである。以下、陳述の内容について、一部、市以外の自治体における不正事案の記載があった箇所を除き、内容自体に実質的な変更を加えることなく、略称を用いるなど体裁を整えて記載する。

#### (1) 陳述書の主な内容

本件、介護保険法第22条3項に基づく、徴収金、加算金は、介護保険法第143条により、地方税法の滞納処分の対象あり、法は、徴収金、加算金の滞納が生じた場合、区市町村が、地方税法の滞納処分、つまり強制徴収をすることを前提としている。しかし、市は、強制徴収を怠り、分割払いを容認したことから、介護保険法が想定しない無金利状態となっている。介護保険法は、法定金利を法人及び〇〇〇〇、〇〇〇〇から加算することは禁じておらず、法定金利の請求ができるはずである。少なくとも、別法を適用している〇〇〇〇、〇〇〇〇に対しては、市が支払いの請求をした翌日からは、法定金利は発生するはずである。

### 4 監査対象部課に対する事情聴取

- (1) 令和8年（2026年）4月16日及び24日に所管課の職員に対して事情聴取を行った。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

請求人が提出した事実証明書及び陳述書、所管課が提出した関係書類、照会事項に対する回答書、所管課の職員に対する事情聴取により確認した事実の概要は次のとおりである。

#### (1) 返還金等の回収手続について

##### ア 返還金等の返還請求について

市は、「指定介護事業者の指定取消に伴う介護報酬返還額およびその歳入調定について（事業者名称：株式会社 ○○○○○○ 事業所名称：○○○○○○○ ○○○○○○ 外2事業所）」（令和元年（2019年）12月9日付け決裁）において、法人が平成29年（2017年）11月から令和元年（2019年）5月までの審査によって受給した介護保険給付費のうち1,508万8,729円を不正請求による受給と認定し、当該不正請求額及びこれに係る加算金603万5,491円の合計額2,112万4,220円を返還金等の請求額として認定した。

なお、返還金等と認定した額のうち25万1,588円については、当該請求前に法人から過誤の申立てがなされていたことから、市は返還金等の請求額として認定した金額から当該額を除いた2,087万2,632円を、「指定介護事業者の指定取消に伴う介護報酬の返還について」（令和元年（2019年）12月9日付け○○○○○○第○○○号通知）により、法人に対し、令和元年（2019年）12月27日を期限として返還を求めた。

##### イ 納付について

上記期限までに法人からの納付が確認できなかったため、令和2年（2020年）1月31日付けで、市は法人に対して、返還金等の納付に係る督促を同年2月10日を納付期限として行った。その後、令和2年（2020年）3月6日付けで法人から提出のあった返還金等の分割納付（以下「分納」という。）による返還の依頼に基づき、所管課において差押えを実施した場合と分納により回収した場合とを比較検討した上で、分納計画に基づく支払に遅延が生じる場合には直ちに滞納処分手続を開始するなどの条件を付し、同年3月17日に分納による返還を承認した。

##### ウ 分納状況について

市が上記に基づき分納を承認して以降、返還金等は継続して納付があったものの、令和7年（2025年）9月19日を最後に、法人から返還金等の納付がなされていない状況にある。

##### エ 法人に対する損害賠償請求等について

前記第13(4)イ(ア)の東京高等裁判所判決において、介護保険法第22条第3項に基づく返還請求が介護保険法第200条第1項により2年の消滅時効で消滅したとして市が法人に返還請求をしていなかった66万9,986

円については、不法行為に基づく損害賠償請求権が認められている。また、市は、上記アのとおり、法人が受給した介護保険給付費のうち1,508万8,729円を不正請求による受給と認定している。そのため、所管課は、令和7年（2025年）9月26日付けで、市が被った損害として、法人に対し、同年10月10日を納入期限として、次の内容の請求を行った。

(ア) 66万9,986円及びこれに対する不法行為のあった日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金

(イ) 1,508万8,729円のうち令和7年（2025年）9月26日現在の残額483万9,991円並びに1,508万8,729円に対する不法行為のあった日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金。

(2) 代表取締役らに対する損害賠償請求について

代表取締役らの市への損害賠償責任については、前記第13(4)イ(イ)の東京高等裁判所判決により確定した。

このことにより、所管課は、令和7年（2025年）9月26日付けで、代表取締役らに対し、同年10月10日を納入期限として、次の内容の損害賠償請求を行った。

ア 法人が平成29年（2017年）7月から同年9月までに提供したサービスにより市から受給した介護保険給付費で、市が不正請求による受給と認定した66万9,986円及びこれに対する不法行為のあった日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金又は本通知書送達日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金のいずれか高い方

イ 法人が平成29年（2017年）11月から令和元年（2019年）5月までの審査によって受給した介護保険給付費のうち市が不正請求による受給と認定した1,508万8,729円のうち令和7年（2025年）9月26日現在の残高483万9,991円並びに1,508万8,729円に対する不法行為のあった日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金又は本通知書送達日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金のいずれか高い方

(3) 上記(1)エ及び(2)に係る請求後の対応について

所管課は、上記(1)エ及び(2)の請求について、指定した納入期限を経過し、かつ最高裁判所判決の日より60日を経過してもなお、法人及び代表取締役らから債権額に満つる金額の納付がなかったため、総務部法制課に対して、損害賠償請求事件の訴訟提起を依頼した。そして、市は、同年12月に東京地方裁判所立川支部に対し、損害賠償請求事件の訴訟を提起し、その結果、東京地方裁判所立川支部〇〇〇年(〇)第〇〇〇〇号損害賠償請求事件に係る〇〇〇年(〇〇〇〇年)〇月〇日付け判決により、次の事項が認められた。

ア 法人及び代表取締役らは、連帯して、市に対し、66万9,986円を支払え。

イ 法人は、市に対し、前項の金員に対する令和元年（2019年）12月9日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

ウ 代表取締役らは、連帯して、市に対し、475万7463円（市が不正請求による受給と認定した1,508万8,729円のうち損害賠償請求事件の提訴時の残額）を支払え。

## 2 監査対象部課による説明

所管課からの説明は、次のとおりである。

### (1) 返還金等の回収に係る手続について

返還金等については、当初より、半年に1回、法人の財務諸表等決算関係資料、預金通帳等を確認した上で分納による返還及び各回の納付額を決定し、債務承認により時効を更新することで、回収不能な状況を生じさせないよう対応している。

なお、最初に返還金等の分納を承認するにあたっては、委託により法人の財務分析も実施している。

前記第3 1 (1) ウのとおり、令和7年(2025年)9月19日を最後に法人から返還金等の分納がなされていなかったことについては、前記第3 1 (1) エで法人に対して返還金等を含む損害賠償請求をしていたこと、また、相手方には資力がなく返還できる状況でなかったと類推したため、国税徴収法第141条に基づく金融機関への照会等による財産調査(以下「財産調査」という。)をはじめとした強制徴収手続は実施しなかった。

### (2) 代表取締役らに対する遅延損害金の請求の要否及び請求行為の適正性について

遅延損害金については、他の債権と同様に請求すべきものであり、本件においては、次のア及びイの実施により、必要な請求行為を行っている。

ア 損害賠償請求事件の訴訟を提起する前段で、代表取締役らに対して遅延損害金の請求を行い、遅延損害金の納付を求める意思表示を行った。

イ 代表取締役らに対して、面会の際などに、市が法人及び代表取締役らに対して有する、損害賠償金等の金銭債権(遅延損害金を除く。以下「本件金銭債権」という。)の支払が完了した際には、遅延損害金を支払う必要があることを繰り返し伝えている。

### (3) 代表取締役らに対する遅延損害金回収の取組について

前記第3 1 (2) のとおり損害賠償請求事件の訴訟を提起する以前に遅延損害金の請求は行っているが、遅延損害金は、損害賠償金が完済された後に、納付額を確定し納付を求めるものであるため、代表取締役らに対しては、納付相談等の際に損害賠償金完済後に遅延損害金を支払う必要があることを伝えている。

また、代表取締役らに対しては、個人が有する資産状況のわかる書類の提出を求め、個人が有する資産の状況確認も行っている。

今後は、市が本件金銭債権を早期に回収するべく、上記(1)の方法により実施してきた法人の状況等調査等のほか、法人登記の取得や財産調査による強制徴収手続を実施することについても検討し、本件金銭債権回収後には、遅延損害金額を確定し、法人及び代表取締役らに対し、確実に納付を求める。

### 3 監査結果

上記の事実関係の確認及び監査対象部課の説明から、次のように判断する。

#### (1) 市が法人に返還請求した返還金等の分納に係る手続について

返還金等の法的性格は強制徴収公債権とされており、督促しても納付がない場合には、地方自治法第231条の3第3項に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができることとされている。本件において、所管課は、事業所が指定取消処分された時点において、法人に対して返還金等の返還を請求したところ、その納付が確認できなかったため、法人に対して督促を行った。その後、法人からの返還金等の分納依頼に基づき、所管課は当該債権について、自力執行権の行使による差押えを実施した場合と分納により回収した場合とを比較検討した上で強制徴収手続ではなく分納による返還を認めていた。また、当該承認にあたっては、相手方から提出された預金通帳等を確認した上での総合的な判断であることが認められるため、請求人の主張する事業所の指定取消処分時点において市が強制徴収手続を実施していなかったことが怠る事実であるという主張には理由がない。

一方で、承認に基づき行われていた返還金等の分納が令和7年(2025年)9月19日を最後になされていなかったことについては、地方税法第15条の6の3第2項において準用する同法第15条の3第1項第2号に規定する猶予の取消事由に該当するため、当該時点において自力執行権を行使し、財産調査を踏まえ、滞納処分の実施について検討すべきであったと考える。このことについて、所管課においては、前記第31(1)エのとおり、法人に対し損害賠償請求を実施していたとのことであるが、本請求とは別に、返還金等について納付がなされなかったことを確認した時点において、財産調査による資力の確認等をしていなかったことは、行政の自力執行権の行使を怠っていたと言わざるを得ない。

#### (2) 代表取締役らに対する遅延損害金の請求について

所管課の提出資料により、市が、代表取締役らに対し、令和7年(2025年)9月26日付けで請求通知(以下「請求通知」という。)を送付している事実を確認した。

請求通知には、送付時点での遅延損害金の合計額は明記されていないが、遅延損害金は、履行遅滞に陥った時から支払済みまでの期間で計算されるものであり、債務者から損害賠償金が完済されるまでは、その金額が確定できないものであるから、全額返済された時点で最終的な損害額を算出し、改めて請求するとした、所管課の対応は適正なものであり、不当な財産管理は生じていないと考える。

所管課では、現段階までに所管課として実施すべき遅延損害金の回収に必要な事務として考え得る、請求通知の送付、適宜、代表取締役らに対する遅延損害金納付の告知を実施しており、遅延損害金の回収業務は適正に実施されていると判断できる。

よって、損害賠償金に対する民法所定の法定利率による遅延損害金を市が代表取締役らに請求していないとする請求人の主張には理由がないため、請求を棄却する。

#### 4 結論

以上の判断により、地方自治法第242条第5項の規定により、市長に対し、令和8年(2026年)7月13日までに請求に対する必要な措置を講ずることについて、次のとおり勧告する。

- (1) 返還金等の回収に当たり、速やかに財産調査を実施すること。その上で、必要な措置を検討し、適正な徴収事務を行うこと。

#### 5 意見

監査結果は以上のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

介護保険法第22条第3項に基づく返還請求権は、前記第33(1)のとおり、地方税の滞納処分の例による自力執行権を有する強制徴収公債権に位置付けられ、強制徴収公債権の徴収職員には、滞納者の財産の所在や、その換価価値などを確認するための財産調査を行う権限が付与されている。

今後、他の事業者において本件同様の返還請求が生じた際には、分納による納付額や納付期間の相当性を判断するために、督促後の適切な時期に財産調査を実施し、滞納者の資力を把握するとともに、分納を承認した場合においても、承認に基づく履行が行われない場合の事務手順を整理し、適正な債権回収事務が実施されるよう留意されたい。